

岐阜工業高等学校（定時制課程）「学校いじめ防止基本方針」

「学校いじめ防止基本方針」策定の根拠

【いじめ防止対策推進法（法律第71号）】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1. いじめの問題に対する基本的な考え方

（基本理念）

いじめは、すべての生徒に関する問題であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって本校では、すべての生徒がいじめの加害者にも被害者にもなることがないように、積極的な生徒理解と人格尊重の深化、自己肯定感の育成をはかることにより、いじめ防止等のための対策を行う。

（いじめの理解）

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」ものであり、また、誰もが加害者にも被害者にもなり得るものであるとの意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また、いじめは「寝室で起こっている」という認識のもと、どのような場においても起こるという意識を持たなければならない。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるので、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（生徒の責任）

何人もいじめを行ってはならない。また、いじめを見て見ぬふりをしてはいけないし、あおってもいけない。

（学校及び職員の責務）

学校及び職員は、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の教育活動全体を通じて暴力の不当性や「いじめは絶対に許されない」ことの理解を生徒に促し、生徒が自ら他者の存在と自己の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる精神と態度を構築する能力の育成に努める。

学校全体で平和の尊さと暴力の醜さを徹底的に共通認識し、いじめの防止と早期発見に取り組む。万が一にもいじめが疑われる場合には、全教職員の共通認識のもと、事情を速やかに把握し適切かつ迅速な対応を行う。その際には保護者や地域、関係機関等との連携を図りながら事に当たる。

2. いじめの態様

- A 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- B 仲間はずれ、集団による無視。
- C 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- D ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- E 金品をたかられたりする。
- F 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- G いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- H パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- I 見て見ぬふりをする。

3. 未然防止のための取組等（早期発見マニュアル）

(1) いじめ防止教育の充実

- ア. 生徒が自ら他者の存在と自己の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる精神と態度を構築するため、すべての教育活動を通じた取組を推進する。
- イ. 自己有用感や自己肯定感を育む教育を積極的に行う。）
- ウ. 人間関係づくりの援助を行う。
 - 入学・始業直後のLHR活動で実施（全学年：4・5月）
- エ. 人権週間、「ひびきあいの日」における取組の充実。
 - 人権講話（統一LHR）（全学年：11月頃）
- オ. HR活動においても常に「平和の尊さ、暴力の悲惨さ、対話の重要性、生徒がいじめや卑怯な振る舞いをしない・見過ごさない」ことにクラス単位で取り組むとともに、群れずに生きることがいかに大事であるかを説き、考えさせる。
- カ. 日常の活動を通して、ストレスに耐え得る精神力・体力を身に付けられるよう取り組む。
- キ. 学校生活でのあらゆる場面で、すべての生徒が自信を持ち得る機会を設け、真の自己肯定感を獲得できるように見守る。
- ク. 学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関、その他にホームページ等に公開する。

(2) 学校における人間関係の構築

- ア. より深い生徒理解を推進し、一人一人の「心」のサインや身体的な変化を見逃すことなく、個に応じた援助を意欲的に行う。また、家庭との連絡を定期的に行う。
- イ. いじめやその他の問題を早期に把握するため、定期的に調査を実施する。
 - いじめ・迷惑調査（無記名アンケート）（全学年：年3回 5月・10月・1月）
 - （記名アンケート）（全学年：年3回 5月・（7月）・（12月））
 - 学校の教育活動に関するアンケート（生徒・保護者：年2回 7月・12月）
- ウ. 生徒理解に関する検査を実施するだけでなく、職員間で情報を共有しかつ研修も行う。
 - 生活実態アンケート（1年生：5月）
 - クレペリン検査（全学年：4月）
 - 職業適性検査（3年生：10月）
 - レディネス検査（2年生：10月）

エ. 教育相談活動の充実

学校での日常生活全般における生徒との何気ない会話においても「小さなサイン」を見逃さずに、いじめの未然防止に努める。

【いじめを防止する教育相談の機能】

「開発的教育相談」：すべての生徒を対象に、学業面・社会面・進路面・健康面での豊かな成長を見守り、必要に応じて支援をする。

「予防的教育相談」：「小さなサイン」を見逃さずに、問題の未然防止を図る。

「問題解決的教育相談」：生徒が抱えている問題に対し、解消・解決を目指してともに考える。

る。

○全校一斉教育相談週間

(全学年：年3回 4月・9月・1月)

オ. 教師と生徒との人間関係の構築

いじめに関する「本人の訴え」や「他からの情報」を得るには、生徒との信頼関係を構築することが大切である。このためにも日頃から生徒との信頼関係を培う取組が必要との認識を職員間で共有する。

(3) いじめ防止のための校内体制

ア. 生徒指導委員会の中に「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止対策活動の実施確認を担当する。

イ. いじめ防止対策委員会とは、生徒指導主事が主管する委員会で、校内組織図に則り生徒指導委員が参加する。さらに教育相談担当、特別支援教育コーディネータも加わっていじめ防止のための支援を企画立案する。

ウ. スクールカウンセラーや専門医等と連携を取り合う。

エ. 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめ防止の取組に対する協力・支援が得られるように依頼する。

オ. 校内研修を充実させ、いじめをはじめとする生徒指導上の問題に関する校内研修を複数回開催する。

4. いじめの早期発見 (いじめの徴候を見逃さない・見過ごさないための手立て)

ア. 面接によるいじめの発見

○教育相談週間の活用

教育相談実施後に、クラスごとの情報を職員間で共有する (職員連絡会)。

○三者懇談の活用

三者懇談実施後にも、クラスごとの情報を職員間で共有する (職員連絡会)。

○進路相談面接の活用

イ. アンケート調査によるいじめの発見

○いじめ・迷惑調査 (無記名アンケート) (5月・10月・1月) の実施と分析

(記名アンケート) (5月・(7月)・(12月)) の実施と分析

※7月、12月は生徒の様子をみて実施する。

○学校の教育活動に関するアンケート (7月・12月) の実施と分析

ウ. 保健室利用状況の確認

エ. 職員連絡会や職員会議での生徒情報の共有

HR 担任・HR 副担任・養護教諭 = 生徒指導部会 = 管理職 (可及的速やかに報告)

カ. 登校時、授業時間、休み時間、放課後の校内外巡回活動

- 毎月の職員会議に、生徒指導係が企画・立案
- カ. 外部機関との連携
 - 警察・少年センター（担当：生徒指導主事）
 - 教育委員会による、ネットパトロール情報の収集

5. いじめに対する措置（事案対応マニュアル）

学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係わる情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。教職員全員の共通理解を図りながら、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して職員で分担し対応に当たる。

（1）発生したいじめへの対応

ポイントⅠ【素早い対応】

- ① 最悪を想定した対応を心がける
- ② 人権侵害との認識を持って対応する
- ③ 被害者の保護を優先に考える
- ④ 毅然とした指導を行う
- ⑤ 集団改善の視点から取組を行う
- ⑥ 再発防止へ十分配慮する
- ⑦ 事実確認を正確に行う

ポイントⅡ【事実の正確な把握】

- ① いじめの対象は誰かを把握する
- ② いじめの構造を正確に分析する
- ③ いじめの態様を把握する
- ④ 被害者の状況を把握する
- ⑤ 保護者の状況を把握する
- ⑥ 二次的な問題の有無を予測し、その対策を講じる

ア. 保護者との連携

- ・ 保護者の心情の理解
- ・ 緊密な連携の確認
- ・ 本人への支援方法の協議
- ・ 学校の指導方法への理解

○電話による概要説明

※事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る。

○家庭訪問の実施

※管理職との協議する

※複数の教職員で家庭訪問を実施する。

※詳細を説明し、誠意を持って対応する。

※学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。

※場合によっては警察に被害届を出す。

イ. 被害者への支援

- ・ 心の支援を保障
- ・ 目に見える対応
- ・ 対応策の提示
- ・ 人間関係の改善
- ・ 課題解決への援助

○共感的理解に基づく指導・支援

※本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、学校の教職員が一丸となって支えることを伝える。

※今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する。

○教育相談係が中心となり全職員やスクールカウンセラー等による心のケアを継続して実

施する。

ウ. 加害者への指導

・ 事実関係の確認	・ 相手への悔悟	・ 相手への謝罪
・ 保護者との連携	・ 法的責任についての確認	

○「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す。

○生育歴や人間関係、家庭状況等からの生徒理解にも努め、加害生徒の気持ちを整理させながら再発防止に向けた指導を行う。

○形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する

エ. 学校全体での指導

・ 毅然とした指導	・ 指導姿勢の明確化	・ 指導手順の遵守
・ 指導法の工夫	・ 再発防止策の実行	

○「いじめ撲滅」に向けた、毅然とした指導を組織的・計画的に実行する。

○学級における指導においては、被害を受けた当事者および保護者から了承を得たうえで指導を開始する。

○「いじめられる側にも問題がある」といった意識が払拭されているか確認する。

○加害者を一方的に責めることがないよう、事前の配慮、準備を行う。

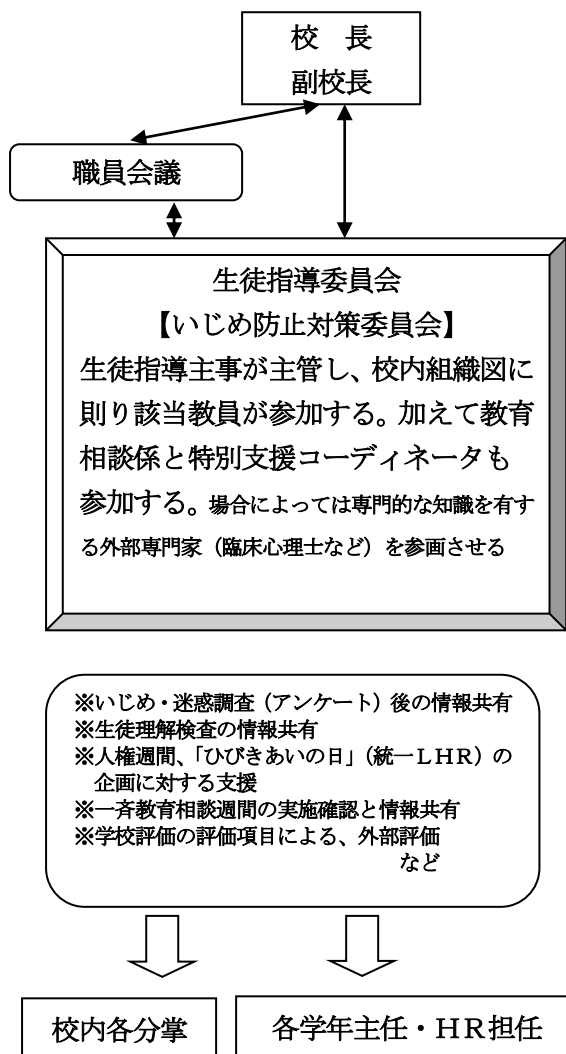
○「いじめを起こさない」という意欲の喚起に結びつけられるよう指導する。

6. いじめ防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策のための組織

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

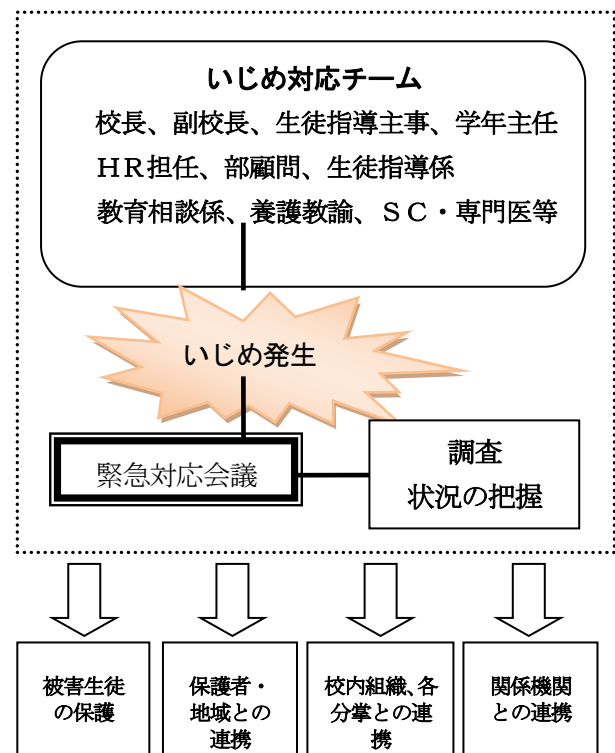
普段の組織

【生徒指導係を中心とした未然防止、早期発見のための対策組織】



いじめ発生時の組織

【いじめ対応チームを中心とした早期解消のための対策組織】



7. いじめに対応に係わる教職員の資質向上のための取組計画

(いじめ防止のための年間計画)

月	会議・行事等	未然防止のための取組	早期発見のための取組
4	全校集会、新入生オリエンテーション	学級・人間関係づくり	登校指導、下校指導
	教育相談週間		個人面談による情報の収集と共有
	生徒理解検査(クレペリン)		授業時間巡回指導
	命を守る訓練		
5	第1回いじめ防止対策委員会	行事を通じた人間関係づくり	登校指導、下校指導
	春の校外研修		第1回生活実態アンケート(1年生) 第1回いじめ・迷惑調査(無記名式) 授業時間巡回指導、下校指導
6	生徒生活体験作文発表会	行事を通じた人権学習	登校指導、下校指導
	進路ガイダンス	行事を通じた進路学習	
	球技大会	行事を通じた人間関係づくり	
7	薬物乱用防止講話		登校指導、下校指導
	三者懇談		三者懇談による情報の収集と共有
	全校集会		第2回いじめ・迷惑調査(記名式) 生徒の様子をみて実施するか検討
8	夏季休業		担任より、心配な生徒へ電話連絡
9	教育相談週間		個人面談による情報の収集と共有
	全校集会		登校指導、授業時間巡回指導
	命を守る訓練(交通安全講話)		授業時間巡回指導、下校指導
10	職業適性検査(2・3年生)		下校指導
			第3回いじめ・迷惑調査(無記名式)
11	映画鑑賞会	行事を通じた人間関係づくり	授業時間巡回指導
	人権講話(情報モラル)	行事を通じた人権学習	登校指導、下校指導
	職員人権研修会		
	修学旅行・秋の校外研修 人権週間[ひびきあいの日]	行事を通じた人間関係づくり	
12	ボウリング大会	行事を通じた人間関係づくり	登校指導、下校指導
	三者懇談		三者懇談による情報の収集と共有
	全校集会		第4回いじめ・迷惑調査(記名式) 生徒の様子をみて実施するか検討
1	冬季休業		登校指導、下校指導
	全校集会 教育相談週間		個人面談による情報の収集と共有
	映画鑑賞会		第5回いじめ・迷惑調査(無記名式) 授業時間巡回指導
2	第2回いじめ防止対策委員会		授業時間巡回指導
	全校集会		登校指導、下校指導
3	卒業式		登校指導、下校指導
	全校集会		

8. 重大事態への対応

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) 重大事態とは

下記の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあると認定されたもの。

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき*

*（「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる）

(2) 調査

ア、調査のための組織の設置

「いじめ対応チーム」を母体として、事実関係を明確にする調査を実施する。

事態によっては県教育委員会の指導のもと、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り調査の公平性・中立性を確保したうえで事実関係の調査を行う。

イ、調査の実施

- いつ（いつ頃）から、
- 誰から行われ、
- どのような態様であったか。
- またいじめを生んだ背景や事情、
- 生徒間の人間関係にどのような問題があったか・なかったか、
- 学校や教職員がどのように対応したか、 など

*事実関係を、可能な限り網羅的に明確化する。

①いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査を行う。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への毅然とした指導や、いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

②いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

ウ、調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ② 調査結果を岐阜県教育委員会に報告する。

報告先：岐阜県教育委員会 学校安全課 生徒指導担当

9. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を講ずる。
- 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を行う。 **
**こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助・助言を依頼する。
- 早期発見の観点から、県教育委員会教育研修課の情報担当者と連携し、学校ネットパトロールの情報を把握し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- 生徒に対し、悩みを抱え込まないよう法務局やいじめ相談ダイヤルなど外部の相談機関も紹介する。
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマホなど携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、これらは発見しにくいいため、学校における情報モラルに関する教育をあらゆる場で進めるとともに、保護者に対してはこれらについての理解と協力を求める。
- 生徒が好む情報手段や情報機器の進化に対応した教職員の研修機会を設けるよう努める。

10. 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

生徒の個人調査データ（心理検査、いじめ調査、迷惑調査等）は、生徒の在籍期間内は保管する。

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

(2) 検査等の有効活用について

これまでも記載のある通り、検査等については職員間での情報共有を常とし、同時に研修会も開いて生徒理解の深化に努める。

1 1. いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消されたとすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案して判断をするものとする。

① いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校長または学校いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解決にいたるまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

平成26年4月	策定
平成27年4月	一部改訂
平成28年4月	一部改訂
平成29年4月	一部改訂
平成29年9月	大幅改訂